令和３年度　千葉市所有型企業立地促進事業補助金交付要綱

（目　次）

第１章　総則　　　　　　　　　 （第１条－第８条）

第２章　補助事業別の内容等

第１節　新港地区企業立地事業　　　　 （第９条）

第２節　重点地域企業立地事業　　　 （第１０条）

第３節　本社立地事業　　　　　　　 （第１１条）

第４節　ちば共創企業重点立地事業　 （第１２条）

第５節　特定流通業務施設立地事業　 （第１３条）

第６節　市内企業拠点拡充事業　　　 （第１４条）

第７節　その他　　　　　 （第１５条・第１６条）

第３章　手続き等　　　　　 （第１７条－第３７条）

第４章　補則　　　　　　　　　　　　 （第３８条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　市長は、本市の区域内への企業の新たな施設の立地及び市内企業の追加投資の促進を図るとともに、本市における産業の集積及び雇用機会の拡大を促進し、本市経済を活性化することを目的として、企業の施設立地に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該企業に対し補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）企業　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社をいう。

（２）上場企業 企業のうち、金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号。以下「金商法」という。）

第２条第１６項に規定する金融商品取引所において当該企業が発行している株式の売買がなされ

ている企業をいう。

（３）上場子会社 東京証券取引所市場第一部若しくは第二部又は名古屋証券取引所市場第一部若しく

は第二部において当該企業が発行している株式の売買がなされている企業と連結決算がされている企業をいう。

（４）親会社　次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア　企業の議決権の３分の１以上を同一の議決権を行使するものと合算して所有していること。

イ 役員等、企業の意思決定に関して影響を与えることができる者が、その企業の意思決定機関（

締役会等）の３分の１以上を占めており、かつ、経営に大きな影響を与えることが推測される事実が存在すること。

ウ　その他、ア又はイに類すると認められ、かつ、その企業の経営を支配していることが推測され

る事実が存在すること。

（５）関連企業等　次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア　５０％以上の株式を保有している場合

イ　連結決算を行っていること

ウ　役員を送り込むなど支配関係にあると認められること

エ　経営者が同一であること

オ　親会社又は５０％以上の株式を保有する個人が同一であること

カ　アからオまでに掲げる場合に類するものと認められるとき

（６）新港経済振興地区　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２０条第１項（同法第２１条第

２項において準用する場合を含む。）の規定による新港経済振興地区に係る都市計画の決定の告示

のあった区域をいう。

（７）新港工業専用地区　美浜区新港のうち、都市計画法第８条第１項第１号に規定する工業専用地域

をいう。

（８）重点地域　別表第１に規定する地区又は都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域をい

う。

（９）対象地域　別表第２に規定する地区又は都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域をい

う。

（10）特定創業支援施設　次に掲げる施設をいう。

ア　千葉市ビジネス支援センタービジネスインキュベート室

イ　千葉大亥鼻イノベーションプラザ

ウ　千葉県外資系企業スタートアップセンター

エ　千葉大学サイエンスパーク

オ　千葉大学知識集約型研究拠点

（11）対象施設　別表第３に規定する業種を主たる業種とする企業が所有する又は操業する、別表第４に規定する施設（付帯する施設を含む。）であり、かつ、それぞれ対応する条件を満たすものをいう。ただし、次号に規定する本社である場合又は対象施設に附属し、その対象施設において製造された物品等の販売等を行う場合を除き、店舗は対象施設に含まない。

（12）本社　本店登記及び本社機能（総務、経理、企画、研究開発、情報システム、その他事業の統括を行う部門）がある、別表第４に規定する事務所及びこれに付帯する施設をいう。

（13）特定流通業務施設　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成１７年法律第８５号（以下「物流総合効率化法」という。）第４条第１項に規定する認定総合効率化計画に記載された物流総合効率化法第２条第３号に規定する特定流通業務施設をいう。

（14）重点施設　別表第５に規定する業種を主たる業種とする企業が操業する施設をいう。

（15）常時雇用者　次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

ア　直接雇用されていること。

イ　社会保険被保険者であること。

ウ　雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

（16）事業従事者　次の各号に定める要件のいずれかを満たすものをいう。

ア　企業の役員（会社法第３２９条第１項に規定する役員をいう。）であること。

イ　企業が直接雇用する者のうち、雇用保険一般被保険者又は高年齢被保険者であること。

（17）新規・転入雇用者　企業が、当該企業立地に係る操業開始の日を含む６月前から操業開始の日より１２月後の期間（以下「雇用者数認定期間」という。）に、重点地域又は対象地域における対象施設において、新たに雇用された市民又は本市内へ転入した常時雇用者をいう。ただし、社会・経済情勢の変化により、当初見込まれていた操業開始日が大幅に遅延する等、やむを得ないと認められる事情がある場合には、市長は、雇用者数認定期間を、１８月を限度として、操業開始の日の前後の期間で別途定めることができる。

（18）対象常時雇用者　 対象地域における対象施設に所属する常時雇用者をいう。

（19）対象市民常時雇用者 対象常時雇用者のうち、本市内に住所を有する者をいう。

（20）取得　土地、家屋又は償却資産を新たに所有し、又は立地に伴い本市の区域外から本市の区域内へ償却資産を移設することをいう。

（21）新設　土地の取得又は賃借をして、当該土地の上に新たな対象施設の整備又は取得をし、操業をすることをいう。

（22）増設 既存の対象施設に対し、増・改築等を行い、当該施設の拡充を行うことをいう。

（23）年度　本市における会計年度をいう。

（24）重点コア産業創出地区　別表第７に規定する市長が特に認めた地区をいう。

（25）重点コア産業　別表第８に規定する市長が特に指定した業種をいう。

（補助金の区分）

第３条　第１条の目的を達成するため、市長が交付する補助金の区分は、次のとおりとする。

（１）固定資産税・都市計画税に対する補助

（２）雇用奨励補助

（３）法人市民税・事業所税に対する補助

（固定資産税・都市計画税に対する補助）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）のうち、第３条第１号の固

定資産税・都市計画税に対する補助の額は、所有型企業立地促進事業補助金の交付対象となる事業（以

下｢補助事業｣という。）の用に供する土地、家屋及び償却資産に課税される固定資産税・都市計画税

の額とする。

２ 前項の規定にかかわらず、土地の取得後２年を経過しても施設の整備に着手しない場合は、当該土地に課税される固定資産税・都市計画税は補助対象経費としない。ただし、市長が認めるときは、補助対象経費とすることができる。

３　第１項の規定にかかわらず、土地の取得又は賃借開始の日から５年を経過しても操業しない場合は、当該土地及び家屋に課税される固定資産税・都市計画税及び償却資産に課税される固定資産税全てを補助対象経費としない。ただし、市長が認めるときは、補助対象経費とすることができる。

（雇用奨励補助）

第５条　補助対象経費のうち、第３条第２号に規定する雇用奨励補助の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

（１）スタートアップ型　操業開始の日から１年が経過した時点で本市内に住所を有する新規・転入雇用者数に３０万円を乗じて得た額とする。

（２）フォローアップ型　操業開始の日から１年後（以下「判定起算日」という。）の、対象市民常時雇用者数より起算して、判定起算日より３年後（以下「判定日」という。）の対象市民常時雇用者の増加数に３０万円を乗じて得た額とする。

２　前項の規定にかかわらず、本市の区域内の対象地域において、既に対象施設を有する企業が第７条第１項に規定する補助事業者となった場合、雇用者数認定期間以前に当該対象施設に所属していた者の雇用に要する経費は雇用奨励補助の補助対象経費に含まないものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、新規・転入雇用者及び対象市民常時雇用者が配偶者及び一親等以内親族を有する複数人数世帯に属する場合にあっては、当該新規・転入雇用者及び対象市民常時雇用者の人数に６０万円を乗じて得た額とし、その計算方法は、次に定めるとおりとする。

　　　ｃ＝ａ×３０万円＋ｂ×６０万円

　　上記の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

　　　ａ　単身世帯における、操業開始の日から１年が経過した日と、４年後の新規・転入雇用者数及び対象市民常時雇用者を比較した増減数

　　　ｂ　複数人世帯における、操業開始の日から１年が経過した日と、４年後の新規・転入雇用者数及び対象市民常時雇用者を比較した増減数

　　　ｃ　雇用奨励補助の額（ただし、ａ、ｂいずれかについて減少している場合においては、ａが増加しているときは３０万円を、ｂが増加しているときは６０万円を、aとbの和の人数に乗じて算出した額とする。）

４　第１項の規定にかかわらず、本市の区域内に事業所を有する企業が新たに対象施設を立地して第７条第１項に規定する補助事業者となった場合又は第１５条の規定により本市の区域内に所有する既存施設の機能の移転を行った場合は、雇用者数認定期間以前に本市内の事業所に所属していた者の雇用に要する経費は、雇用奨励補助の補助対象経費に含まないものとする。

（補助事業の種別）

第６条　補助事業の種別は、次のとおりとする。

（１）新港地区企業立地事業

（２）重点地域企業立地事業

（３）本社立地事業

（４）ちば共創企業重点立地事業

（５）特定流通業務施設立地事業

（６）市内企業拠点拡充事業

　（補助事業者）

第７条　補助金の交付対象となる者（以下｢補助事業者｣という。）は、補助事業を行い、かつ、次に掲げる要件を満たし、第１７条の規定による申請を行う時点において設立後３年以上経過している企業とする。ただし、当該申請を行う時点で設立後３年以上経過していない場合であっても、市長が特に認めるときは、補助事業者とするものとする。

（１）本市税について、適正に申告し、及び納付していること。ただし、本市の区域内において事業所を有していない場合は、所得税（法人税）について適正に申告し、納付していること。

（２）事業に必要な事項について届出し、又は許認可等を受けていること。

（３）本市による経済関係の調査等に積極的に協力すること。

（４）補助事業の対象となる施設のうち、家屋の所有者であること。

２　施設を所有する企業と操業する企業が異なるものの、これらの企業が関連企業と認められる場合は、施設を所有する企業を補助事業者とすることができる。

３　土地、家屋及び償却資産を所有する企業が異なり、かつ、これらの企業が互いに関連企業等と認められる場合は、それぞれを補助事業者とすることができる。この場合において、この要綱に基づく申請等は、全ての補助事業者の連名により行わなければならない。

４　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者に該当しないものとし、補助期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり補助事業者の資格を失うものとする。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

（２）代表者又は役員が暴力団員である者

（３）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

（４）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に係る者

（５）宗教活動又は政治活動を目的とする者

（６）公序良俗に反する等、市長が不適当と認める者

（市長特認）

第８条 次の各号に定める要件のいずれかを満たし、かつ、市長が本市経済の活性化に資すると認めた企業にあっては、別表第３に規定する対象業種の要件を満たすものとして取り扱うことができる。

（１）金商法第２４条第１項に規定する有価証券報告書を作成し、同法第１９３条の２第１項に規定する監査証明を受けており、かつ東京証券取引所が定める有価証券上場規程に規定する要件を満たしている場合

（２）本市内へ立地する施設が本社であって、かつ、上場企業又は上場子会社に類する資本関係や事業基盤等を有すると市長が認める場合

（３）国、地方公共団体等からの表彰や支援を受ける等、先進的な取組みを行っていると市長が認める場合。

（４）高度な科学技術を活用して事業を行うものであって、特に市長が認める場合。

２　高度な科学技術を活用して事業を行う施設であって、特に市長が認めるものにあっては、別表第４に規定する対象施設の要件を満たすものとして取り扱うことが出来る。

３　次の各号に定める要件のいずれかを満たす場合にあっては、固定資産税・都市計画税に対する補助について次章に規定する各補助事業における補助期間に１年間を加算することができる。

（１）重点施設である場合。ただし、第１２条第１項に規定するちば共創企業重点立地事業に係る施設は除く。

（２）対象施設のうち、市長が特にグローバル展開を行っていると認める企業が操業する施設である場合。

４　別表第６に掲げる市街化調整区域のインターチェンジ（以下「IC」という。）周辺において、市長が別に定める要件をすべて満たしている場合には、重点地域又は対象地域として取り扱うこととする。

５　企業と同等の税収及び雇用効果が見込まれると市長が認める法人は、企業として取り扱うことができる。

６　第１項の規定に関わらず、同項各号に掲げる要件を、第１７条に規定する事業計画認定申請書の提出時までに満たすことができないものであって、施設整備着手後に要件を満たすことが見込まれると特に市長が認める場合にあっては、第２５条に規定する交付申請時までに要件を満たすことを条件として、別表第３に規定する対象業種の要件を満たすものとして第１８条に規定する事業計画の認定をすることができる。

第２章　補助事業別の内容等

第１節　新港地区企業立地事業

（補助要件等）

第９条　新港地区企業立地事業の補助要件等は、次のとおりとする。

（１）投資要件　企業が新港経済振興地区及び新港工業専用地区（以下「新港地区」という。）において取得に係る固定資産評価額（以下「取得固定資産評価額」という。）が１億円以上又は取得固定資産評価額が３千万円以上１億円未満かつ常時雇用者数が５人以上の対象施設の新設をすること。

（２）補助内容　次の表の区分、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 固定資産税・都市計画税に対する補助 | 年１億円  ただし、取得固定資産評価額が５０億円以上であるときは５億円とする。 | ５年 |
| 雇用奨励補助 | ア　スタートアップ型　１億２，０００万円  イ　フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回  １回 |

第２節　重点地域企業立地事業

（補助要件等）

第１０条　重点地域企業立地事業の補助要件等は、次のとおりとする。

（１）投資要件　企業が重点地域において、取得固定資産評価額が１億円以上であり、かつ、常時雇用者数に１，０００万円を乗じた額を取得固定資産評価額に加えた額が２億円以上の対象施設の新設をすること。

（２）補助内容　次の表の区分、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 固定資産税・都市計画税に対する補助 | 年１億円  ただし、取得固定資産評価額が５０億円以上であるときは年５億円とする。 | ３年  ただし、取得固定資産評価額が ５０億円以上であるときは５年とする。 |
| 雇用奨励補助 | ア　スタートアップ型  １億２，０００万円  イ　フォローアップ型  １億２，０００万円 | １回  １回 |

第３節　本社立地事業

（補助要件等）

第１１条　本社立地事業の補助要件等は、次のとおりとする。

（１）投資要件　企業が対象地域において、取得固定資産評価額が１億円以上であり、かつ常時雇用者数に１，０００万円を乗じた額を取得固定資産評価額に加えた額が２億円以上の本社の新設をすること。

（２）補助内容　次の表の区分、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 固定資産税・都市計画税に対する補助 | 年５億円 | ５年 |
| 雇用奨励補助 | ア　スタートアップ型　１億２，０００万円  イ　フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回  １回 |

第４節　ちば共創企業重点立地事業

　（補助要件等）

第１２条　ちば共創企業重点立地事業の補助要件等は、次のとおりとする。

（１）投資要件　重点コア産業を主たる業種とする企業が重点コア産業創出地区において、取得固定資産評価額が１億円以上であり、かつ常時雇用者数に１，０００万円を乗じた額を取得固定資産評価額に加えた額が２億円以上の工場、研究開発施設又は事務所（これらに付帯する施設を含む。）の新設をすること。

（２）補助内容　次の表の区分、補助額の上限、補助期間の欄に定める内容とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 固定資産税・都市計画税に対する補助 | 年１億円  ただし、取得固定資産評価額が５０億円以上であるとき又は本社の新設であるときは５億円とする。 | ５年  ただし、取得固定資産評価額が ５０億円以上であるとき又は本社の新設であるときは６年とする。 |
| 雇用奨励補助 | ア　スタートアップ型  １億２，０００万円  イ　フォローアップ型  １億２，０００万円 | １回  １回 |

（３）市長が本市経済の活性化に資すると認めた場合にあっては、前号の内容に次の表の区分、補助額の上限、補助期間の欄に定める内容を加算することができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 法人市民税・事業所税に対する補助 | 年１億円  ただし、取得固定資産評価額が５０億円以上であるとき又は本社の新設であるときは５億円とする。 | １年 |

２　前項第３号に規定する法人市民税に対する補助の額は、第２５条第１項の規定による補助金の交付を申請する年度に申告納付を行った法人市民税の額とする。ただし、補助事業を実施する時点において、既に本市の区域内に事業所を有する企業に係る補助対象経費の算定方法は、次に定めるとおりとする。なお、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てとする。

ｅ＝ａ＋ｂ×ｃ／ｄ

上記の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　対象施設が立地する区における、補助金の交付を申請する年度に申告納付を行った法人市民税の均等割額（ただし、従業員の増加による税額の増加のみを対象とする。）

ｂ　補助金の交付を申請する年度に申告納付を行った法人市民税の法人税割額

ｃ　補助事業の実施に伴い、本市の区域内における対象施設において増加した従業員数

ｄ　本市内の事業所に所属する全従業者数（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１２条第５項の従業者数をいう。）

ｅ　補助対象経費となる法人市民税額

３　第１項第３号に規定する事業所税に対する補助の額は、第２５条第１項の規定による補助金の交付を申請する年度に申告納付を行った事業所税の額とする。ただし、補助事業を実施する時点において、既に本市の区域内に事業所を有する補助対象経費の算定方法は、次に定めるとおりとする。なお、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てとする。

　　　　ｅ＝ａ＋ｂ×ｃ／ｄ

上記の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　補助金の交付を申請する年度に申告納付を行った対象施設の事業所床面積に対する事業所税の資産割額

ｂ　補助金の交付を申請する年度に申告納付を行った事業所税の従業者割額

ｃ　補助事業の実施に伴い、本市の区域内における対象施設において増加した給与総額

ｄ　事業所税の従業者割額算定の基礎となった従業者給与総額

ｅ　補助対象経費となる事業所税額

第５節　特定流通業務施設立地事業

　（補助要件等）

第１３条　特定流通業務施設立地事業の補助要件等は、次のとおりとする。

（１）投資要件　企業が本市の区域内において、取得固定資産評価額が１億円以上であり、かつ常時雇用者数に１，０００万円を乗じた額を取得固定資産評価額に加えた額が２億円以上の特定流通業務施設の新設をすること。

（２）補助内容　次の表の区分、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 固定資産税・都市計画税に対する補助 | 年１億円 | ３年 |
| 雇用奨励補助 | ア　スタートアップ型　１億２，０００万円  イ　フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回  １回 |

２　特定流通業務施設については、第２３条の規定による操業開始までに、物流総合効率化法における総合効率化計画の認定を受けていなければならない。

３　当該施設について、家屋又は償却資産を所有する企業が異なるとき、それぞれ補助事業者とすることができる。この場合において、この要綱等に基づく申請等は、物流総合効率化法における総合効率化計画の認定を受け、又は、見込みである事業者全ての連名により行わなければならない。

第６節　市内企業拠点拡充事業

（補助要件等）

第１４条　市内企業拠点拡充事業の補助要件等は、次のとおりとする。

（１）投資要件　次に掲げる要件のいずれかを満たす場合とする。

ア　企業が重点地域又は対象地域（特定流通業務施設については本市の区域）に立地している既存の対象施設において、取得固定資産評価額が１億円以上（ただし、当該施設への土地・建物・構築物に対する取得固定資産評価額が１億円以上となること。）かつ常時雇用者数に１，０００万円を乗じた額を取得固定資産評価額に加えた額が２億円以上となる増設をすること。ただし、新港地区に立地している既存の対象施設にあっては、取得固定資産評価額が１億円以上かつ当該施設への土地・建物・構築物に対する取得固定資産評価額が５，０００万円以上となる増設をすること。

　　イ　企業が重点地域又は対象地域（特定流通業務施設については本市の区域）に立地している既存

の対象施設を建て替える場合（市内で移転が伴う場合も含む。以下同じ。）において、当該施

設における取得固定資産評価額が１億円以上（ただし、当該施設への土地・建物・構築物に対

する取得固定資産評価額が１億円以上となること。）かつ常時雇用者数に１，０００万円を乗

じた額を取得固定資産評価額に加えた額が２億円以上増加すること。ただし、新港地区に立地

している既存の対象施設を建て替える場合にあっては、当該施設における取得固定資産評価額

が１億円以上増加し、かつ土地・建物・構築物の取得固定資産評価額が５，０００万円以上増

加すること。

（２）補助内容　次の表の区分、補助額の上限、補助期間等の欄に定める内容とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助額の上限 | 補助期間等 |
| 固定資産税・都市計画税に対する補助 | 年１億円  ただし、取得固定資産評価額が５０億円以上であるときは年５億円とする。 | ３年 |
| 雇用奨励補助 | ア　スタートアップ型　１億２，０００万円  イ　フォローアップ型　１億２，０００万円 | １回  １回 |

第７節　その他

（制限事項等）

第１５条　第９条から第１３条までに規定するそれぞれの補助事業にかかる投資要件における新設の内容が、本市の区域内に所有する既存施設の機能を移転するものであるときは、以下の各号に該当する場合に補助事業に該当するものとする。

（１）取得固定資産評価額が２０億円以上であるときは、第９条から第１３条までに規定する、それぞれの補助事業の対象となる地域への移転。

（２）取得固定資産評価額が２０億円未満のものであるときは、新港地区、千葉土気緑の森工業団地、ちばリサーチパーク及びネクストコア千葉誉田への移転。（同一地区内において移転する場合を除く。）

２　前項の場合において、第９条から第１３条までに規定する「常時雇用者数」については、「新たに雇用する常時雇用者数」と読み替えるものとする。

３　第１８条に規定する事業計画認定において、投資要件を審査する際に用いる取得固定資産評価額（以下「不動産評価概算額」という。）の算定方法は、次に定めるとおりとする。

　　　　ａ＝（ｂ＋ｃ）×0.7＋ｄ

上記の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　不動産評価概算額

ｂ　土地の取得に係る経費

ｃ　家屋の取得に係る経費

ｄ　償却資産の取得に係る経費

４　第２５条に規定する交付の申請時において、土地・家屋の取得に係る経費の合算額及び償却資産の取得に係る経費が、それぞれ第１８条の規定による認定を受けた事業計画における投資額以上である場合は、第９条から第１４条までに規定する各補助事業における投資要件を満たすものとして取り扱うことができる。

５　新設、増設及び建て替えをする施設が、関連企業等の所有する土地、建物等を売買して整備された場合、その企業の関連企業等から取得した土地、建物等は補助事業に該当しないものとする。

（補助額及び補助期間）

第１６条　固定資産税・都市計画税に対する補助の補助額は、補助対象経費のうち、第２５条の規定による補助金の交付を申請する年度に賦課される固定資産税及び都市計画税の額を合算した額に相当する額とする。

２　前項の規定にかかわらず、不動産評価概算額が５０億円以上として第１８条の規定による認定を受けた事業は、第２５条に規定する交付の申請時において、土地・家屋の取得に係る経費の合算額及び償却資産の取得に係る経費が、それぞれ認定を受けた事業計画における投資額以上である場合は、当該取得固定資産評価額のいかんに関わらず、取得固定資産評価額が５０億円以上あった場合と同様の補助額の上限及び補助期間とすることができる。

第３章　手続き等

（事業計画認定申請書）

第１７条　新たに補助金の交付を申請しようとする者は、施設の整備に着手する前に、千葉市所有型企業立地促進事業計画認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画認定）

第１８条　市長は、前条の規定による事業計画認定申請書の提出があったときは、当該事業計画に係る書類等を審査し、その要件を満たすと認めるときは、当該事業計画を認定し、その旨を千葉市所有型企業立地促進事業計画認定通知書（様式第２号）により、又はその要件を満たすと認めないときは、その旨を千葉市所有型企業立地促進事業計画不認定通知書（様式第２号の２）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（認定事業計画変更承認申請書）

第１９条　前条の規定による認定通知を受けた企業は、補助事業における最終の補助対象年度の末日までの間において、当該事業計画を変更しようとするとき（市長が別に定める場合に該当するときに限る。）は、あらかじめ千葉市所有型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（認定事業計画変更承認）

第２０条　市長は、前条の規定による認定事業計画変更承認申請書の提出があったときは、当該変更に係る書類等を審査し、これを承認したときは、千葉市所有型企業立地促進事業認定事業計画変更承認通知書（様式第４号）により、又はこれを承認しないときは、その旨を千葉市所有型企業立地促進事業計画変更不承認通知書（様式第４号の２）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（事業計画中止（廃止）届）

第２１条　第１８条の規定による認定の通知を受けた企業は、補助事業計画を中止し、又は廃止する場合には、千葉市所有型企業立地促進事業計画中止（廃止）届出書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（事業計画中止（廃止）届出受理通知）

第２２条　市長は、前条の規定による事業計画中止（廃止）届出書の提出があったときは、千葉市所有型企業立地促進事業計画中止（廃止）届出受理通知書（様式第６号）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（操業開始届）

第２３条　第１８条又は第２０条の規定による通知を受けた企業は、施設の整備が完了し、操業を開始したときは、速やかに千葉市所有型企業立地促進事業操業開始届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（判定起算日における対象市民常時雇用者数等の認定）

第２４条　第５条第１項第２号に規定する雇用奨励補助（フォローアップ型）の交付を申請しようとする者は、判定起算日以後６月以内に、判定起算日における千葉市所有型企業立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等認定申請書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。ただし、第２５条による雇用奨励補助（スタートアップ型）申請の際に対象市民常時雇用者名簿（様式第２５号）を併せて提出したものについて、市長は、第２６条による審査の結果、第２７条による交付決定を行った場合、当該交付申請において提出した対象市民常時雇用者数を判定起算日における対象市民常時雇用者数として扱い、本条本文で定める申請を省略させることができる。

２　市長は前項の規定による認定申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、その要件を満たすと認めるときは、その旨を千葉市所有型企業立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等認定通知書（様式第１１号）により、又はその要件を満たすと認めないときは、その旨を千葉市所有型企業立地促進事業（雇用奨励補助）対象市民常時雇用者数等不認定通知書（様式第１１号の２）により、速やかに、申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第２５条　第１８条又は第２０条の規定による通知を受け、第２３条の規定による操業開始届を提出した企業は、規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、次の各号に定める日までに、千葉市所有型企業立地促進事業補助金交付申請書（固定資産税・都市計画税に対する補助にあっては様式第１２号、雇用奨励補助（スタートアップ型）にあっては様式第１２号の２、雇用奨励補助（フォローアップ型）にあっては様式第１２号の３、法人市民税・事業所税に対する補助にあっては様式第１２号の４）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

（１）固定資産税・都市計画税に対する補助　補助期間に属する年度の５月３１日まで

（２）雇用奨励補助（スタートアップ型）　操業開始後１年を経過した年度の３月３１日まで

（３）雇用奨励補助（フォローアップ型）　判定日の属する年度の３月３１日まで

（４）法人市民税・事業所税に対する補助　補助期間の属する年度に係る法人市民税の確定申告期限が属する年度の３月３１日まで

　（交付の審査・条件）

第２６条　市長は前条の規定による交付の申請があったときは、提出書類等により、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

（１）交付の申請をする者が第７条の規定による要件を満たしていること。

（２）第６条の規定による補助事業の種別に応じた、前章各節に定める補助要件等を満たしている

こと。

（３）第１８条の規定による認定を受けていること。

（４）必要に応じて第２０条の規定による承認を受けていること。

（５）雇用奨励補助（フォローアップ型）にあっては、第２４条の規定による認定を受けているこ

と。

（６）補助金の交付対象となる施設が、地方税法第３１７条の２第７項及び千葉市市税条例（昭和４９年条例第６号）第１５条第３項の規定により申告された事業所であること。

（７）補助金の交付対象となる施設が、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）その他関連法規等の規定を遵守し、適切に手続きを行っていること。

（８）前各号に掲げるもののほか、規則及び要綱に基づく申請等（過年度におけるものを含む。）を適正に行っていること。

２　規則第５条の規定により附する条件は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）補助事業等の内容、交付申請額の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けること。

（３）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

（４）補助金の交付対象となる固定資産について、第３４条の規定を遵守すること。

（交付決定通知）

第２７条　市長は、前条の規定による審査によりその要件を満たすと認めるときは、速やかに千葉市所有型企業立地促進事業補助金交付決定通知書（固定資産税・都市計画税に対する補助にあっては様式第１３号、雇用奨励補助にあっては様式第１３号の２、法人市民税額・事業所税額に対する補助にあっては様式第１３号の３）により、申請者に通知するものとする。また、雇用奨励補助の通知及び法人市民税・事業所税に対する補助の通知にあっては、規則第１３条の規定による、交付すべき補助金額の確定についての通知を兼ねるものとする。

（変更の交付申請等）

第２７条の２　規則第５条１号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは千葉市所有型企業立地促進事業補助金変更交付申請書（様式第１４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市所有型企業立地促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第１５号）により、申請者に通知するものとする。

（中止等の承認申請書）

第２８条　第２６条第２項第１号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市所有型企業立地促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第１６号）を市長に提出しなければならない。

（承継）

第２９条　補助金の交付期間中に、他の企業との合併、分割その他の事由により施設を所有する補助事業者に変更が生じた場合は、当該事由により施設を所有することとなる企業が第７条に規定する補助事業者の要件を満たすものと市長が認めるときに限り、当該補助事業者の地位を承継するものとする。

２　前項の規定により補助事業者の地位を承継した企業は、速やかに千葉市所有型企業立地促進事業認定事業計画変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第３０条　補助事業者は、規則第１２条の規定により報告しようとするときは、補助対象経費となる当該年度に賦課される固定資産税及び都市計画税について、補助期間に属する年度の３月３１日までに千葉市所有型企業立地促進事業実績報告書（様式第１７号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。

（固定資産税・都市計画税・法人市民税・事業所税の減額補正を受けた場合の報告）

第３１条　補助事業者は、第２７条の規定による固定資産税・都市計画税・法人市民税・事業所税に対する補助の交付の決定後、対象事業年度の固定資産税・都市計画税・法人市民税・事業所税を減額する更正を受けたときは、当該更正後の固定資産税額・都市計画税額・法人市民税額・事業所税額を速やかに市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第３２条　市長は、第３０条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、規則第１３条の規定により交付すべき補助金の額を確定しようとするときは、現地調査を行うものとする。ただし、交付の申請から額の確定までの間において、当該報告の内容が補助事業の要件等に適合する旨の確認がなされている場合は、この限りではない。

２　規則第１３条の規定による通知は、千葉市所有型企業立地促進事業補助金額確定通知書（様式第１８号）により、速やかに行うものとする。

（交付の請求）

第３３条　補助事業者は、規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市所有型企業立地促進事業補助金交付請求書（固定資産税・都市計画税に対する補助にあっては様式第１９号、雇用奨励補助にあっては様式第１９号の２、法人市民税・事業所税に対する補助にあっては様式第１９号の３）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第３４条　補助事業者は、補助金の交付対象となった固定資産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が事業資金の調達のために金融機関等に対し担保に供することについてはこの限りではない。また補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、次に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

（１）土地及び家屋　取得の日から１０年間

（２）償却資産　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数。ただし、当該耐用年数が１０年間を超える場合は１０年間とする。

２　補助事業者は、前項の規定に抵触した場合は、当該補助金を全額返還するものとする。

（補助金交付の取消等）

第３５条　市長は、補助事業者が、規則第１７条第１項に該当すると認められる場合の他、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、千葉市所有型企業立地促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第２０号）により、その決定の全部又は一部を取消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を千葉市所有型企業立地促進事業補助金返還命令書（様式第２１号）により命ずることができる。

（１）第３４条の規定に違反したとき。

（２）補助対象年度の固定資産税・都市計画税・法人市民税・事業所税を減額する更正を受けたと

き。

（３）市税、使用料その他公課を滞納したとき。

（４）事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

（５）第７条第４項に規定する事項のいずれかに該当したとき。

（６）その他市長が補助措置を講ずること又は講じたことが不適当と認めるとき。

（関係部署との連携）

第３６条　市長は、補助金の交付を適正に行うために、必要な事項について関係部署に情報の提供及び協力を求めることができる。

（補助金の経理）

第３７条　この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る経理について明確にした帳簿書類を整備保管し、最後に補助の対象となった固定資産を取得した日から起算して１０年間保存しなければならない。

第４章　補則

（補則）

第３８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、経済農政局長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度中に第１８条による事業計画認定を受けた企業に適用する。

附　則

この要綱は、令和５年１月４日から施行する。

別表第１（重点地域）

|  |
| --- |
| 千葉土気緑の森工業団地  ちばリサーチパーク（本市の区域内に限る。）  ネクストコア千葉誉田  千葉都心地区（千葉業務核都市構想で定める区域）  幕張新都心地区（千葉業務核都市構想で定める区域）  蘇我特定地区（蘇我特定地区整備計画で定める区域）  その他一団の工業集積地として認められる工業専用地域、工業地域又は準工業地域  商業地域※  近隣商業地域※  工業専用地域、工業地域、準工業地域、商業地域※及び近隣商業地域※を含み、周辺環境等を勘案し、一団の集積地であると認められる地域  み春野流通パーク  ※商業地域及び近隣商業地域にあっては、別表第４に規定する事務所のみ重点地域に含む。 |

別表第２（対象地域）

|  |
| --- |
| 工業専用地域  工業地域  準工業地域  商業地域  近隣商業地域  工業専用地域、工業地域、準工業地域、商業地域及び近隣商業地域を含み、周辺環境等を勘案し、  一団の集積地であると認められる地域  ちばリサーチパーク（本市の区域内に限る。）  ネクストコア千葉誉田  千葉都心地区（千葉業務核都市構想で定める区域）  幕張新都心地区（千葉業務核都市構想で定める区域）  蘇我特定地区（蘇我特定地区整備計画で定める区域）  み春野流通パーク |

別表第３（対象業種）

|  |
| --- |
| 製造業  情報通信関連業  運輸業  卸売業  小売業  物品賃貸業  学術研究、専門・技術サービス業  飲食サービス業  国家戦略特区関連産業  建設業（新港経済新興地区への立地に限る。）  自動車整備業（新港経済新興地区への立地に限る。）  ※特定創業支援施設に入居し、契約等に基づき正規に退去する企業についてはこの限りではない。  ※上場企業及び上場子会社についてはこの限りではない。  ※特定流通業務施設についてはこの限りではない。 |

別表第４（対象施設及び条件等）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象施設 | 条件等 |
| 工場 | 物品の製造、修理及び整備工程を形成する機械又は装置が設置される施設（環境関連工程を含む施設及び発電所を除く。） |
| 研究開発施設 | 新製品、新素材等の研究開発又は自然科学の研究を行う施設 |
| 事務所 | 主として管理事務を行う施設（ただし、情報通信関連業にあっては管理事務に限定しない。）及びそれに付帯する施設（コールセンター、データセンター等） |
| 環境関連施設 | 蘇我エコロジーパーク構想の基本理念・基本方針等に則り事業を行う施設。（ただし、蘇我特定地区におけるリサイクル機能ゾーンに限るものとする。） |
| 流通加工施設 | 物品の流通過程で製品に価値を付加する作業（簡易組立、切断、値札付け、ラベル貼り、検品・検査、ラッピング作業、解袋、混合等をいう。）を行う施設で市長が認めるもの。（環境関連工程を含む施設を除く。） |
| 倉庫 | 倉庫業法（昭和３１年法律第１２１号）第２条第２項に規定する倉庫業の用に供する同条第１項に規定する施設。（ただし、新港経済振興地区に限るものとし、建設業及び自動車整備業に係る施設を除く。） |
| 社員寮等 | 本市の区域内のうち都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域に指定された区域において、補助事業者が、他の対象施設の整備に付随して当該補助事業者の事業従事者及び常時雇用者の居住の用に供する為に整備する施設のうち、５戸以上が居住できるもの。※ただし、社員寮等のみの場合、対象施設としない。 |

別表第５（コア業種）

|  |
| --- |
| ＩＴ・クリエイティブ産業  食品・健康生活実現型産業  先端・素材型ものづくり関連産業 |

別表第６

|  |
| --- |
| 千葉北（東関東自動車道市川・潮来線）  武石・蘇我（京葉道路）  大宮（千葉東金道路）  誉田（千葉外房有料道路） |

別表第７（重点コア産業創出地区）

|  |
| --- |
| ネクストコア千葉誉田 |

別表第８（重点コア産業）

|  |
| --- |
| 食品・健康生活実現型産業 |